

令和6年1月30日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 山原栄一
同 秋澤雅久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
福祉部 障がい福祉課
- 2 監査実施日
令和5年11月22日
- 3 監査結果の公表日
令和5年12月26日（平塚市監査委員公表第19号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| 財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、その他雑入に係る納期限設定誤りがあった。 平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。 | 財務に関する事務 (1) 当課で取り扱う歳入においては法令等に別に定めるものが存在しないため、財務規則第41条に則り、納期限を2週間以内に設定しなければならないことを課内全体で再確認いたしました。 納付書の発行にあたっては、担当職員2名によるダブルチェックをした上で、決裁を受けることとします。 また、経済的な理由から納期限内に支払いが出来ない債務者に対して履行を促すため、納期限が過ぎた以降も送付した納付書を使って速やかに支払いする必要があることを、通知文の中で説明していきます。 |

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 健康課
- 2 監査実施日
令和5年11月22日
- 3 監査結果の公表日
令和5年12月26日（平塚市監査委員公表第19号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|---|
| <p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、行政財産使用料及び保健センター施設使用料（事務室等）について、納期限設定誤りが散見されるとともに、納期限に関する不適切な事務処理が認められた。</p> <p>(2) 契約事務において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の委託の現年分及び繰越明許分について、随意契約における適用条項誤りがあり、休日・夜間救急医療推進事業の委託については、前回監査に続き委託契約書に基づく法定資格者に関する書面による確認を行っていないものがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>財務に関する事務</p> <p>(1) 全課員で財務規則第41条の内容を確認しました。調定伝票作成時に納期限を設定しない場合は納入通知を送送する際、調定伝票の欄外に納入通知発送日を記載し、その日から2週間以内の日を納期限として記入します。</p> <p>(2) 適用条項誤りについては、契約を行う際に、各担当者で「平塚市随意契約ガイドライン」を確認し契約事務を行い、ダブルチェック体制で契約内容を精査します。委託契約書に基づく法定資格者の書面確認については、契約書に定める事項を受託者と共有し、提出書類に漏れがないよう指導していきます。</p> <p>(1)(2)の再発防止対策としてマニュアルの整備・周知・引継ぎを全課員に徹底します。</p> |

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 保険年金課
- 2 監査実施日
令和5年11月22日
- 3 監査結果の公表日
令和5年12月26日（平塚市監査委員公表第19号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| <p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 「3 監査の方法及び監査項目」の内容により監査を実施した結果は、ア及びイで述べたとおりであるが、市から令和5年11月24日に「所得情報連携誤りにより、日本年金機構の障害基礎年金と障害年金生活者支援給付金の算定に誤りが生じ、過払いが発生した」ことが公表された。さらに、令和5年12月1日には「所得情報連携誤りにより、神奈川県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料等に誤りが発生した」ことが公表された。</p> <p>両事案については、システムのバージョンアップ漏れ等により一部の所得情報が誤って提供されたことが要因で発生したものであり、既にそれぞれシステム改修を実施し、対象者に対して説明及び謝罪をしたところである。</p> <p>今後、こうした誤りを発生させないために、システム更新に係る作業内容の確認、検証の徹底等、再発防止策を確実に実行するとともに、対象となる市民については、年金の返還や保険料等の追加納付による負担が生じることから、引き続き丁寧な対応に努めるよう要望する。</p> | <p>その他</p> <p>(1) 国民年金システムについては、バージョンアップを行う際にプログラム等の適用漏れが生じないように作業前のチェック体制を強化するとともに、作業後にシステム事業者から提供してもらう専用ツールを用いて複数の職員で検証することで、再発防止に努めます。後期高齢者医療システムについては、システム事業者における仕様の確認を徹底するとともに、内容を複数の職員で確認し再発防止に努めます。</p> <p>また、対象となる市民に対しては、個別訪問等により説明及び謝罪をし、御理解をいただいたところですが、引き続き丁寧な対応に努めます。</p> |

以 上